

議案第 93 号

議会議員報酬等条例の一部を改正する条例

令和 6 年 12 月 17 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

提案理由

令和6年8月8日付け人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うことにあわせて、議会議員の期末手当の支給月数を0.10月引き上げるため、この条例案を提出するものです。

議会議員報酬等条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員報酬等条例（昭和40年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第4条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額とする。 3・4 （略）	（期末手当） 第4条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額とする。 3・4 （略）

第2条 議会議員報酬等条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第4条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在における議員報酬の	（期末手当） 第4条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在における議員報酬の

月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額とする。 3・4 (略)	月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額とする。 3・4 (略)
---	---

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の議会議員報酬等条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 この条例による改正前の議会議員報酬等条例の規定に基づき適用日以後の分として支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。